

阿蘇草原保全活動センター草原学習館施設利用規程

(目的)

第1条 この規程は、阿蘇草原保全活動センター草原学習館（以下「草原学習館」という。）の施設及び備品等を次の各号の一に該当する事由により、団体又は個人が利用（見学、資料閲覧等の短時間利用を除く）する場合に必要な事項を定めることにより、適切な利用の推進を図るものとする。

- (1) 野焼き支援ボランティア研修、草原環境学習等の草原保全活動及び草原保全の普及啓発に関するもの
- (2) 野生生物保護等自然環境保全の普及啓発に関するもの
- (3) 自然とのふれあいの推進に関するもの
- (4) 国立公園の保全や利用促進に資する取組に関するもの
- (5) その他、九州地方環境事務所長（以下「事務所長」という）が草原学習館の施設の利用目的として適当と認めた事由

(利用資格)

第2条 草原学習館の施設を利用することができる者は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 環境省職員
- (2) 阿蘇草原再生協議会が運営する各事務局
- (3) 前条第1号から第4号に掲げた活動を行う地元住民、NPO、ボランティア等で営利を目的としない団体及び個人
- (4) 前条第1号から第4号に掲げた活動を行う公的機関の担当者
- (5) 環境省より委託を受け作業に従事する者
- (6) その他、事務所長が適当と認めた者

(利用の手続き)

第3条 前条第2号から第5号に定める者が施設を利用する場合は、事前に事務所長の許可を受けなければならない。

- 2 上記利用許可を受けた者は、利用の権利を他に譲渡したり、転貸することは出来ない。

(利用者の義務)

第4条 草原学習館の施設等を利用する者（以下「利用者」という。）は、別に定める利用者心得を遵守し、建物・備品等を常に良好な状態に保つように努めなければならない。

- 2 利用者は、故意又は重大な過失により、建物・備品等を破損し、又は紛失したときは、その損害に相当する費用を弁償しなければならない。ただし、事務所長がやむを得ない事由によると認めたときは、これを減額又は免除できる。

(災害の補償)

第5条 草原学習館の施設等を利用中に生じた事故等による災害の補償に関しては、当該利用者の責任において措置するものとする。

(利用許可の取り消し)

第6条 利用者が、この規程に違反し、又は草原学習館の運営に重大な支障を生じさせたときは、事務所長は、利用の途中であっても、当該利用を中止させることができる。

(権限の委任)

第7条 事務所長は、第1条(5)、第3条の1、第6条に規定する権限を管轄する阿蘇くじゅう国立公園管理事務所長に委任するものとする。

(その他)

第8条 事務所長は、必要と認めたときは、この規程を改正することができる。

第9条 この規程のほか定める施設利用心得は、草原学習館運営会が定める。

(付 則)

1 本規程は、平成27年4月1日から施行する。

(付 則)

1 令和4年10月24日、一部条文の追加及び変更、施行。

(1) 追加 第1条(4) (目的)

(2) 変更 第7条(権限の委任)

阿蘇草原保全活動センター草原学習館施設利用心得

阿蘇草原保全活動センター草原学習館（以下「草原学習館」という。）は、阿蘇の草原保全活動の拠点として活動団体及び一般の方々が利用するために整備された施設です。

見学や資料閲覧などの短時間の利用を除く施設等の利用の際は、次の事項を守ってください。

1. 施設の利用時間

原則として、午前9時から午後5時まで使用することができます。

2. 施設の利用申込

施設等の利用を希望する方は、別紙「阿蘇草原保全活動センター草原学習館施設利用申請書」に必要事項を記入の上、事前に事務室に申し込み、許可を得てください。

3. 施設の利用料

（1）入館は無料とします。

（2）会議室の利用は、無料を基本とします。ただし、営利目的、行事等の開催に際して参加費用を徴収する場合は、阿蘇草原再生募金へのご協力（募金額の目安は、1,500円／半日）をお願いしています。

4. 利用上の注意

- ・特定の団体又は個人による長期間の占有などは、その目的に鑑みて、申込をお断りする場合があります。
- ・利用の許可に際して、特定の団体又は個人に草原学習館内全ての専用の権利を認めるものではありませんので、展示・資料コーナー等における一般来訪者の利用を妨げないよう注意してください。
- ・図書・資料等の草原学習館内の備品を館外に持ち出すことはできません。
- ・利用後は利用施設の清掃を行い、施設のレイアウト等を変更した場合は原状回復をしてください。
- ・ゴミは可燃物、ペットボトル、缶等に分別し、事務室の指示する場所に置いてください。
- ・利用に際しての、入場者の受付・誘導・管理は、申請者側で行ってください。
- ・草原学習館内に設置されている電話の使用は出来ません。
- ・草原学習館内は全室禁煙です。
- ・貴重品は各自責任を持って保管してください。

5. 安全管理

- ・特に火災の防止に留意し、非常の場合に備えて避難経路を確認してください。
- ・許可施設以外の設備は手を触れないでください（特に指示があった場合以外は、セキュリティシステムの操作は行わないでください）。

- ・火災報知器や防犯装置が作動した場合、セキュリティ会社等から確認の電話がありますので、状況を説明してください（外線電話は事務室の電話機で受電できます）。
- ・閉館時刻後の出入りは玄関のみを利用してください。
- ・緊急事態が発生した場合は、速やかに事務室に連絡し、指示に従ってください。また、開館時間外には緊急連絡先へ連絡してください。

6. その他

上記に違反するなどの行為が見られた場合は、利用の途中であっても利用を中止させることがありますので、事務室の指示には必ず従ってください。

阿蘇草原保全活動センター「草原学習館運営会」

住 所 〒869-2307 阿蘇市小里656

電 話 0967-32-4193

FAX 0967-32-0888

緊急連絡先 080-1706-5016（鷲津）